

子育て世帯への加算給付金のお知らせ

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠を活用し、令和5年度住民税均等割が非課税の世帯、または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、18歳以下の子ども1人あたり5万円を給付します。

対象世帯

令和5年12月1日に川西市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割が非課税の世帯、または住民税均等割のみが課税されている世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外

支給額

子ども1人あたり **5万円**

18歳に達する日以降最初の4月1日までの子ども
(平成17年4月2日生まれ以降の子ども)

※措置入所児童等は対象外となる場合があります。

支給時期

川西市が「確認書」等を受理した日
から 2～3週間後が目安です。

手続き方法

今年度実施済の給付金(7万円)を受給していない世帯など

※川西市から7万円の給付金を受給済で加算給付金の「お知らせ通知」を送付している世帯は申請不要です。

申請が必要です



「確認書」等の案内書類を送付します。内容をご確認いただき、必要事項の記入および必要な添付書類を、同封の返信用封筒にて返送してください。

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

***世帯の全ての方が、
令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合等**

記載内容を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ※確認書表面に口座情報の記載がない場合や別口座に振込を希望される場合は
下記③④の書類も必要です。
- ③振込先金融機関の口座確認書類
 - ④請求者の本人確認書類



確認書の送付期限

令和6年5月31日（金）
（消印有効）

お忘れのないように送付してください。



低所得世帯に対する給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に
ご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、川西市や川西警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

川西市物価高騰重点支援給付金担当（市役所5階503会室）

〒666-8501 川西市中央町1-2-1

☎072-740-3050

受付時間 平日9:00~17:00